

役員等報酬および費用弁償規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人桐生会（以下、「法人」という。）の役員および評議員（以下「役員」という。）の報酬および費用弁償に関する事項を定める。

(報 酬)

第2条 法人の役員および評議員に対しての報酬は無償とする。ただし、常勤役員（この法人を主たる勤務場所にする者）については、この規程を適用しない。

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事会、評議員会またはその他の会議に出席するため、あるいは法人の業務のために旅行したときは、その費用を弁償する。

2 費用弁償額は、役員等の居住地から計算し、職員の旅費規定に準じて、交通の実費額とする。

ただし、会議に出席するための交通費は、1回につき2,000円とする。

3 日当および宿泊料は、次のとおりとする。

日 当	1日につき	理 事	10,000円
		監 事	10,000円
		評議員	10,000円

宿泊料	1泊につき		15,000円
-----	-------	--	---------

(改 正)

第4条 この規程の改訂については、評議員会の議決を要する。

付 則

この規程は、	平成16年	4月	1日	施行
	平成19年	12月	22日	一部改訂
	平成26年	5月	29日	一部改訂
	平成28年	4月	1日	一部改訂
	平成29年	6月	22日	一部改訂